

明石市社会的養育推進計画の策定について

平成28年の改正児童福祉法において子どもの家庭養育優先原則が明記されたこと等を踏まえ、各都道府県等において2019年度末までに社会的養育推進計画（計画期間は2029年度まで）を策定することが求められています。

本市における社会的養育推進計画（以下「計画」という。）策定の方向性について以下のとおり報告いたします。

1. 計画策定の目的

本市における今後10年間の社会的養育の総合的な計画として行政、関係機関、さらには市民がこれを共有し、実施体制の整備及び養育の質の向上を着実に図っていくために策定します。

2. 計画に盛り込む事項、内容等

計画には、厚生労働省の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下「要領」という。）で示されている記載事項を踏まえつつ、本市の「すべての子どもを地域みんなで本気で応援する」ための各種社会的養育関連施策について今後の目標や実施計画等を盛り込みます。

なお、現在、児童福祉専門分科会でご審議いただいている「第2期子ども・子育て支援事業計画」の内容と十分に整合を図ります。

【主な記載事項等（案）】

◆ 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

「こどもを核としたまちづくり」の理念や「あかし里親100%プロジェクト」の方向性を踏まえ、本市の目指す社会的養育のあり方を記載する。

◆ 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

◆ 総合的こども支援施策の実施

虐待予防等に資する子育て支援事業や地域と連携した子ども家庭支援の推進の取組について記載する（子ども・子育て支援事業計画との整合性に留意）。

◆ 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み

年齢区分別（3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降）に代替養育を必要とする子どもの数を算出し記載する。

◆ 里親等への委託推進に向けた取組

里親委託が必要な子ども数を算出し記載するとともに、里親のリクルート、子どもとのマッチング、子どもを養育する里親への支援など一連のフォスタリング業務の今後の実施体制等について記載する。

◆ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

◆ 施設との連携

乳児院、児童養護施設等と連携した今後の子ども支援の取組について記載する。

◆ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

◆ 児童相談所の強化等に向けた取組

3. 検討体制

(1) 庁内の検討体制

- 関係各課に社会的養育推進計画担当者を置き、各課担当で構成する策定作業チームを中心に検討・策定を進めます（明石こどもセンターさとおや課とりまとめ）。

(2) 関係機関等との検討体制

① 社会福祉審議会

社会的養護部会において専門的立場からご意見をいただいた上で、児童福祉専門分科会においてもご意見を伺います。

② あかし里親推進連絡会議

計画に基づいて今後協働することとなる社会的養育関係者のご意見をいただき、計画に反映させ共有します。

（構成員）

明石地区里親会、明石乳児院（施設長及び里親支援専門相談員）、カーサ汐彩（施設長及び里親支援専門相談員）、家庭養護促進協会（あかし里親センター）、あかしこども財団、明石市（明石こどもセンター）

4. 今後のスケジュール（予定）

- 年内 あかし里親推進連絡会議及び社会的養護部会における意見聴取
- 令和2年1月 パブリックコメント
- " 2月 あかし里親推進連絡会議及び社会的養護部会における意見聴取（最終）
 児童福祉専門分科会における意見聴取
- " 3月 計画決定